

第10号議案

春日市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年2月25日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の一部改正による個人番号の通知カードの廃止に伴い、当該通知カードに係る手数料を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市手数料条例の一部を改正する条例

春日市手数料条例(平成12年条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

住民票の写しの広域交付	1通につき 300円
個人番号の通知カードの再交付	1件につき 500円

」

を

「

住民票の写しの広域交付	1通につき 300円
-------------	------------

」

に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。